

建築基準法第51条の規定による廃プラスチック類、木くず又はがれき類の 破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、産業廃棄物の破碎施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物(建築基準法施行令第130条の2の3工業専用地域内では、廃プラスチック類の破碎施設6t/日、木くず又はがれき類の破碎施設100t/日を超える場合)は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置及び1日当たりの処理能力が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合建築することができる。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面 積	備 考(処理施設の種類及び処理能力)	
株式会社 小玉商店 代表取締役 小玉 和弘	北九州市若松区 北湊町13-1の一部、 13-6の一部、 13-54、13-55 (工業専用地域)	敷地面積 12,806. 29 m ² 建築面積 2,945. 26 m ² (申請部分 2,925. 82 m ²) 延床面積 2,609. 80 m ² (申請部分 2,590. 36 m ²)	産業廃棄物処理施設の種類 ・廃プラスチック類の破碎施設 ・木くずの破碎施設 ・がれき類の破碎施設	処理量【日(24時間)】 735.36 (t) 1, 322.64 (t) 801.12 (t)

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は現在、北九州市若松区(北浜二丁目、北湊町7番)において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可を受け建築基準法第51条の許可が不要な処理能力で、産業廃棄物の中間処理施設を操業している。

今回申請者が新規事業を別敷地(北湊町13-1内他)で計画しており、その敷地の位置及び処理能力が、建築基準法51条ただし書の規定による許可の適用を受けるため。